

医療現場の自動認識技術最新情報

～ R F I D バーコード R S S ～

白石 裕雄 (社)日本自動認識システム協会 医療自動認識委員会 委員長

平成 17 年 4 月の薬事法改正に伴い、特定生物由来製品、生物由来製品等、指定された医薬品、医療材料については、トレーサビリティがメーカー、卸、医療機関に義務付けられた。医療現場の IT 化のスタートとなる。現状、医療資材の約 70% に市場で標準化されたコード UCC / EAN - 128 が物流単位で表示をされているが、医薬品については、製品を特定するコードの取り決めに関して、結論がおくれており、本年 9 月に日薬連が医療用医薬品流通コードを標準化した。まさにこれから表示に向けての具体的な医薬品メーカーの対応が開始する。医療現場では、使用単位、投薬単位の製品に製品を特定するコード (GTIN)、有効期限、ロット番号が自動認識可能なコードとして表示されることにより、患者様へのトレーサビリティ、いつ誰が、誰に、何を使用したのか正確な記録が確実に取れるようになる。又、これらのコードを活用することにより、物品の正確な管理、在庫精度の向上を実現することが可能となる。他の市場である小売店では 25 年前から商品に表示された JAN コードというバーコードを活用してレジ入力の省力化や、物品管理の効率化を進めていた。いまやバーコードの活用が日常である。医療市場にもようやく同様のバーコード活用の段階となってきた。現状の表示対象品目は特定生物由来製品や生物由来製品と、限定されているが、今後、病院で使用される全ての物品、製品に自動認識可能なコードが表示されなければ本質的な改善にはつながらない。これらの本質を理解頂き、関係各位の積極的な表示取組みと、それをベースとしたシステム等の構築により医療現場の改善を進めたい。表示媒体について、今後は無線技術を使った RFID がバーコードに取って代わるのではないかと議論がここ数年マスコミを中心に出ている。各種の実験の結果から、医療現場への導入には多くの問題があり、実用化するにはコスト面だけでなく、今後かなりの時間が必要である事が明確になってきた。メーカー、卸、医療機関というサプライチェーンのなかでの表示媒体は、仕様やコードの標準化が不可欠である。この標準化だけを見ても多くの時間が必要である。これらの点を総合して判断すると、バーコードが主流である。

先行している医療機器の市場では既にトレーサビリティのシステムが稼働している。

2004 年 11 月から、医療機器についてメーカー、卸間で、生物由来製品について、生物由来製品譲渡報告書共同整理システム = Me B i T S が稼働した。大手 5 社のアボット・エドワーズ・JMS・テルモ・東レが開発参加してシステムの作成を進めた。この結果市場の 70% のトレーサビリティ対象製品のトレースが実現している。今後参画する企業は増えていく予定である。予め Me B i T S に登録している卸は無料でこのシステムを利用できる。卸に対象の製品が入出荷した時点で表示されたバーコードをスキャンして、製品情報を、インターネットを介してメーカーにデータを送ることでメーカーはトレーサビリティ情報を一元管理する事が可能となった。